

差し替え分

令和3年度 第3回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税関係】

- 1 令和4年度小金井市国民健康保険税の税率改定について ————— 1

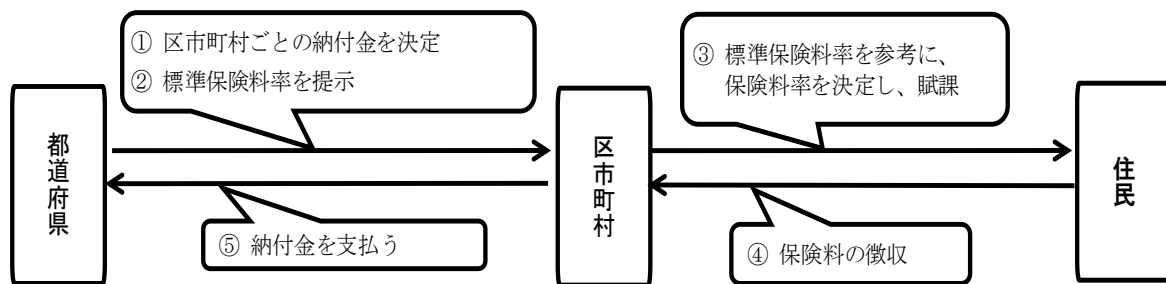
納付金・標準保険料率・保険税調定額について

1 改革の概要

都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、**制度を安定化**

- ・ 保険給付に必要な費用を、全額、東京都が区市町村に支払う。
- ・ 区市町村ごとの納付金を算定し、区市町村は東京都に納付金を支払う。
- ・ 納付金を賄うための標準保険料率を提示（住民負担の見える化）

区市町村は、従来通り保険者として保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うとともに、納付金を都道府県に納付



2 納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準

→全て反映 ($\alpha = 1$)

(理由)

- ・ 医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
- ・ 医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。

○所得水準

→都の所得水準（医療分：1.33 応能分：応益分=57：43（1.33：1））を反映

(理由)

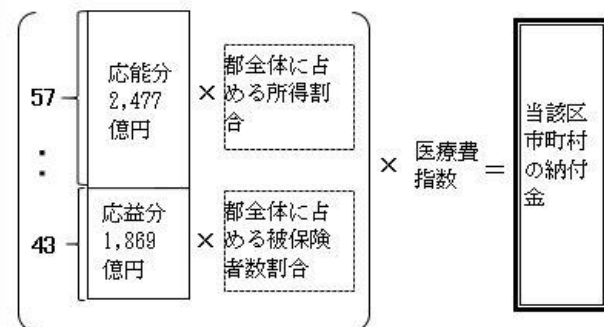
- ・ 同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

■都の納付金必要額

(令和4年度確定係数による算定)

	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
医療給付費 7,865億円	3,523 億円	2,346 億円	4,346 億円
後期支援金 1,617億円			
介護納付金 733億円			

■区市町村ごとの納付金算定方法



3 標準保険料率の算定方法

○標準保険料率の2つの役割

- (1)各区市町村のあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化
- (2)各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○都道府県は、各区市町村に対して、以下の3つの標準保険料率を示す。

①都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法

納付金
+
保健事業費
葬祭費等

÷

標準的な
収納率

=

賦課すべき保険料
必要総額

➔

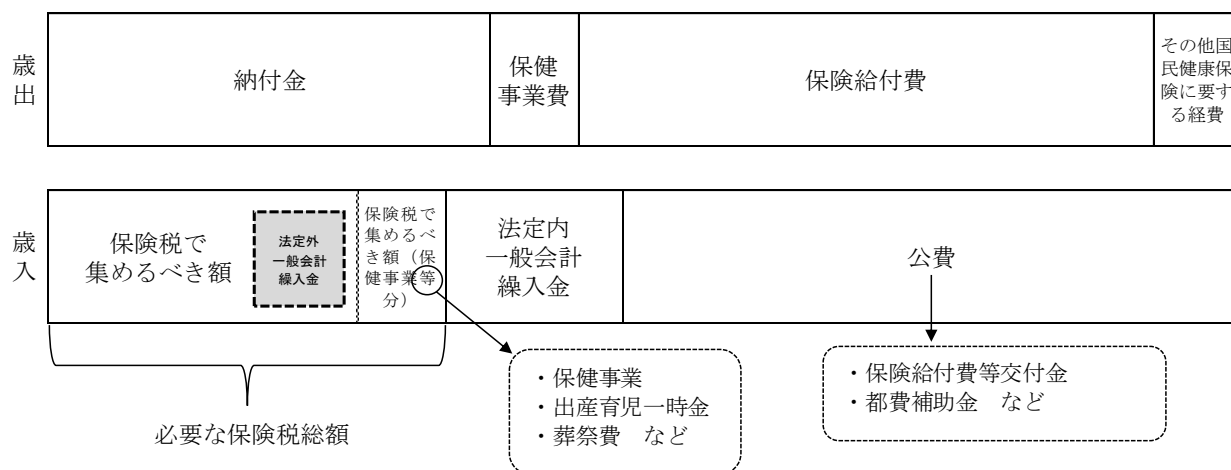
標準
保険料率

②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分にかけて算定

③は、区市町村ごとの算定方式（2方式等）及び応能分・応益分等の割合に応じて算定（区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示）

4 保険税調定額の算出方法

(1) 区市町村の財政構造のイメージ



(2) 保険税調定額の算出方法

納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから法定内一般会計繰入金及び保険給付費等交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた

額が「必要な保険税総額」となる。

必要な保険税総額を「標準的な収納率」で割り戻し、「保険税調定額」を算出する。

設定した保険税率で算出した保険税調定額が、必要な保険税総額に満たない場合は法定外一般会計繰入金で補填することになる。

5 令和4年度確定係数に基づく納付金・保険税調定額

一般・退職被保険者分	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d')	2,486,578,497	780,902,193	331,520,802	3,599,001,492
必要な保険税総額 (e)	2,114,158,013	713,826,454	305,359,279	3,133,343,746
標準的な収納率 (s)	97.04%	97.04%	96.36%	
保険税調定額 (e')	2,178,645,933	735,600,221	316,894,229	3,231,140,383

6 令和4年度確定係数に基づく標準保険料率

	医療分		後期支援分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①都道府県標準保険料率	7.96%	46,891円	2.49%	14,205円	2.49%	18,098円
②区市町村標準保険料率	6.91%	40,708円	2.40%	13,695円	2.40%	17,436円
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	7.79%	29,156円	2.40%	12,620円	2.57%	15,731円

1 令和4年度標準保険料率と令和3年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
都道府県標準保険料率	7.96%	46,891円	2.49%	14,205円	2.49%	18,098円
区市町村標準保険料率	6.91%	40,708円	2.40%	13,695円	2.40%	17,436円
区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	7.79%	29,156円	2.40%	12,620円	2.57%	15,731円
令和4年度保険税率	6.04%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円

2 令和4年度保険税率算定の考え方

(1) 税率改定検討の前提

- 将来的な保険料率水準の統一化に向けて、標準保険料率に近づけていく。
- 将来にわたる被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する。

(2) 改定案の提案理由

(1)の条件で検討し、次の方針に基づき、改定案を策定した。

- 現行の税率と区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率を比較した場合に、医療分において、所得割は乖離があるため引き上げることとする。均等割は、区市町村標準保険料率との乖離はあるが、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮し、今回は改定しない。また、支援分及び介護分の所得割及び均等割は区市町村標準保険料率との乖離が比較的少ないことから、今回は改定しない。

3 令和4年度保険税率改定案

(1) 令和4年度保険税率改定案

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和4年度保険税率改定案	6.04%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円

(2) 令和4年度保険税率改定案と令和3年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和4年度保険税率改定案	6.04%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円
令和3年度保険税率	5.75%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円
差	0.29%	0円	0.00%	0円	0.00%	0円

小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	5.75%	6.04%	0.29%
均等割	26,000円	26,000円	0円
賦課限度額	630,000円	650,000円	20,000円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	1,370,234	1,438,060	67,826
均等割総額 ㉟	564,134	558,388	△ 5,746
低所得者軽減額 ㊱	125,965	125,965	0
賦課限度額超過額 ㊲	262,539	274,892	12,353
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	2,261	2,478	217
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,543,603	1,593,113	49,510
応能割応益割の構成比率	応能割66.26% 応益割33.74%	応能割67.56% 応益割32.44%	
調定見込額改定率	3.21%		

※低所得者軽減額㊱の改定に伴う影響額△5,746は、未就学児の均等割軽減分

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.05%	2.05%	0.00%
均等割	13,000円	13,000円	0円
賦課限度額	190,000円	200,000円	10,000円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	488,453	488,453	0
均等割総額 ㉟	281,923	279,050	△ 2,873
低所得者軽減額 ㊱	62,951	62,951	0
賦課限度額超過額 ㊲	106,393	102,989	△ 3,404
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	1,263	1,363	100
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	599,769	600,200	431
応能割応益割の構成比率	応能割57.54% 応益割42.46%	応能割58.01% 応益割41.99%	
調定見込額改定率	0.07%		

※低所得者軽減額㊱の改定に伴う影響額△2,873は、未就学児の均等割軽減分

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.00%	2.00%	0.00%
均等割	15,000円	15,000円	0円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	199,466	199,466	0
均等割総額 ㉟	112,831	112,831	0
低所得者軽減額 ㊱	24,282	24,282	0
賦課限度額超過額 ㊲	48,346	48,346	0
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	199	199	0
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	239,470	239,470	0
応能割応益割の構成比率	応能割57.25% 応益割42.75%	応能割57.25% 応益割42.75%	
調定見込額改定率	0.00%		

(4) 全体分

	改定前	改定後	改定に伴う影響(増減)
調定見込額	2,382,842千円	2,432,783千円	49,941千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 63.12% 応益割 36.88%	応能割 64.14% 応益割 35.86%	応能割 1.02% 応益割△1.02%

	増減率
改定に伴う調定額全体分の増減率	2.10%

(5) 一人当たりの国民健康保険税(医療分・支援分・介護分)

被保険者総数(令和4年度平均見込)	22,084人
-------------------	---------

	改定前	改定後	一人当たりの影響額
一人当たりの国民健康保険税 (医療分・支援分・介護分)	107,899円	110,160円	2,261円

小金井市国民健康保険税税率改定状況

資料 4

年 度	医療分					後期高齢者支援金分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割	応益割	限度額	応能割	応益割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	均等割		所得割	均等割		
平成25年度	4.5%	15.0%	17,000円	6,600円	51万円	1.66%	13,000円	14万円	1.1%	10,300円	12万円	医療分:51万円 後期高齢者支援金分:14万円 介護分:12万円
26	4.8%	7.5%	21,000円			1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	後期高齢者支援金分:16万円 介護分:14万円
27	5.5%	0.0%			52万円			17万円			16万円	医療分:52万円 後期高齢者支援金分:17万円 介護分:16万円
28					54万円			19万円				医療分:54万円 後期高齢者支援金分:19万円
29												
30			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円
令和元年度	5.55%				61万円	2.05%	13,000円		2.00%	15,000円		医療分:61万円
2	5.75%				63万円						17万円	医療分:63万円 介護分:17万円
3												
4(案)	6.04%											医療分:65万円 後期高齢者支援金分:20万円

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

令和3年度 26市国民健康保険税（料）率等の状況

資料5

	国民健康保険税（料）率・賦課限度額															7割 5割 2割 軽減	6割 4割 軽減	
	基礎課税（賦課）分					後期高齢者支援金等課税（賦課）分					介護納付金課税（賦課）分							
	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）			
1	八王子市	6.30	—	34,500	—	63	2.10	—	13,000	—	19	1.90	—	14,000	—	17	○	
2	立川市	6.58	—	32,100	—	61	2.24	—	11,700	—	19	1.69	—	14,500	—	16	○	
3	武蔵野市	5.00	—	25,900	—	63	1.80	—	9,800	—	19	1.50	—	12,200	—	17	○	
4	三鷹市	5.00	—	27,500	—	61	1.90	—	10,800	—	19	1.40	—	12,500	—	16	○	
5	青梅市	5.80	—	29,900	—	63	1.85	—	10,200	—	19	1.65	—	10,500	—	17	○	
6	府中市	4.75	—	23,720	—	63	1.48	—	7,440	—	19	1.55	—	9,840	—	17	○	
7	昭島市	5.60	—	27,500	—	63	2.25	—	11,500	—	19	1.70	—	14,500	—	17	○	
8	調布市	5.25	—	27,600	—	63	1.88	—	9,800	—	19	1.66	—	11,400	—	17	○	
9	町田市	5.65	—	32,700	—	63	1.93	—	11,100	—	19	1.76	—	13,400	—	17	○	
10	小金井市	5.75	—	26,000	—	63	2.05	—	13,000	—	19	2.00	—	15,000	—	17	○	
11	小平市	5.68	—	25,700	—	63	2.08	—	11,600	—	19	1.61	—	15,300	—	17	○	
12	日野市	5.20	—	28,800	—	63	1.50	—	9,600	—	19	1.50	—	12,300	—	17	○	
13	東村山市	5.75	—	35,700	—	63	1.90	—	11,800	—	19	1.90	—	14,300	—	17	○	
14	国分寺市	4.90	—	28,000	—	61	1.51	—	12,000	—	19	1.13	—	14,000	—	16	○	
15	国立市	5.50	—	20,000	—	63	1.80	—	10,000	—	19	1.85	—	11,000	—	17	○	
16	福生市	4.80	—	25,000	—	63	2.00	—	11,900	—	19	1.55	—	12,400	—	17	○	
17	狛江市	5.38	—	26,600	—	63	1.87	—	10,700	—	19	1.72	—	12,900	—	17	○	
18	東大和市	6.72	—	33,500	—	63	2.25	—	11,000	—	19	2.16	—	12,800	—	17	○	
19	清瀬市	5.12	—	28,000	—	63	1.81	—	10,000	—	19	1.90	—	13,000	—	17	○	
20	東久留米市	5.22	—	34,300	—	63	2.03	—	12,800	—	19	1.77	—	14,400	—	17	○	
21	武蔵村山市	5.62	—	31,200	—	63	1.81	—	12,500	—	19	1.76	—	13,000	—	17	○	
22	多摩市	5.48	—	27,600	—	63	1.78	—	11,400	—	19	1.58	—	11,600	—	17	○	
23	稲城市	5.16	—	34,100	—	63	1.19	—	8,300	—	19	2.19	—	13,100	—	17	○	
24	羽村市	5.82	—	25,000	—	63	2.20	—	10,500	—	19	1.99	—	12,400	—	17	○	
25	あきる野市	5.03	—	26,200	0	63	1.62	—	9,000	—	19	1.53	—	12,000	—	17	○	
26	西東京市	5.41	—	31,600	—	63	1.68	—	6,500	—	19	1.64	—	14,300	—	17	○	
	市部平均	5.48	—	28,797	0	63	1.87	—	10,690	—	19	1.72	—	12,948	—	17	26	—

※網掛け部分は令和2年度から改定されている。